命令は、勧告に従わないことのみをもって発することはなく、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときに限られる。

緊急命令は、個人情報取扱事業者である国家公安委員会所管事業者が法第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第１項の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときに、勧告を前置せずに行う。

なお、勧告等に従ったかどうかを明確に判断するため、国家公安委員会は、勧告等に係る措置を講ずべき期間を設定して勧告等を行うこととする。

第12　指針の見直し

この指針については、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

**附　則**

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

**○消防庁告示第二号**

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第八号）の施行に伴い、並びに特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第三条第二項第二号チ、同項第三号イただし書及びく並びに同項第四号ホの規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十二年二月五日　　消防庁長官　河野　栄

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

（共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

**第一条**　共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第三号チ」を「第三条第三項第二号チ」に改める。

（共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

**第二条**　共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第三号イただし書及びく」を「第三条第三項第三号イただし書及びト」に改める。

第三第一号中「第三条第二項第三号イただし書」を「第三条第三項第三号イただし書」に改める。

（住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部改正）

**第三条**　住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成十八年消防庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第一中「第三条第二項第四号ホ」を「第三条第三項第四号く」に改める。

第三第一号中「第三条第二項第四号ロ」を「第三条第三項第四号ロ」に、「第三条第二項第三号イただし書」を「第三条第三項第三号イただし書」に改める。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○消防庁告示第三号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日　　消防庁長官　河野　栄

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　複合型居住施設用自動火災報知設備試験結果報告書　別記様式第三十六

別記様式第三十三を次のように改める。

①

**別記様式第33**

共同住宅用自動火災報知設備試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者

住　所

氏　名　　印

| 用途 | （　　）項 | ・ | ㎡ | 階数 | 地上　　階　地階　　階 |
|---|---|---|---|---|---|
| 延べ面積 | | | | | |
| 住戸数 | 全住戸数 | 戸 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住棟受信機 | 非蓄積式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他（　　） | | | | | | | | |
| | P・GP型 | 級 | 回線数 | ／ | R・GR型自火報点数 | 点・その他点数 | 点・予備点数 | 点 | |
| | 定格電圧 | AC | V ・ DC | V | | | | AH | |
| | 予備電源 | NiCd・その他（　　） | | V | | | | | |
| 共同住宅用受信機 | 非蓄積式・蓄積式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他（　　） | | | | | | | | |
| | 定格電圧 | AC | V ・ DC | V | | | | | |
| | 予備電源 | NiCd・その他（　　） | | V | | | | AH | |

| | | | | | | | | |